

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する 法律案に対する修正案 要綱

第一 消費者契約法の一部改正に対する修正

一 消費者契約の取消事由の第四条第三項第六号の規定に代わるものとして、次の規定を設けるものとする

事業者が、当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、又は将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおることその他の方法により、当該消費者を消費者契約の締結をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせ、又は当該消費者がそのような状態に陥っていることに乗じ、当該消費者契約の締結について勧誘をした場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

(消費者契約法第四条新第四項関係)

二 一の取消権の行使期間

一の取消権の時効については、第七条の取消権の時効に係る特例（追認をすることができる時から一年、行為の時から五年）の対象から除き、民法の規定のとおり、追認をすることができる時から五年、行為の時から二十年とすること。

(消費者契約法第七条第一項関係)

第二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。